



一般廃棄物収集運搬業許可証

札清一廃許可 第 1 号

住所 札幌市中央区北1条東1丁目4番地1サン経成ビル内

氏名 一般財団法人札幌市環境事業公社
理事長 田中 俊成

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日 平成 6年 4月 1日

許可更新の年月日 令和 4年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 6年 3月 31日

1 事業の範囲

- (1) 一般廃棄物のうち次に掲げるもの以外の収集運搬
 - ア 本市が収集運搬する一般廃棄物
 - イ 浄化槽汚泥及び水洗し尿
- (2) 積替え保管（資源化を目的とした場合に限る）
 - ア 家庭系廃パソコン及びその周辺機器
 - イ 事業所用専用ごみ袋（黄色プリペイド袋）で収集した事業系一般廃棄物

2 営業の区域 札幌市

3 許可の条件 なし

札幌市長 秋元 克広



許可の更新の状況	市長印
許可更新の年月日 年 月 日	
許可の有効年月日 年 月 日	
許可更新の年月日 年 月 日	
許可の有効年月日 年 月 日	

4 積替え保管の場所

- (1) 1(2)アの家庭系廃パソコン及びその周辺機器に限る
 - ア 中央区北1条東15丁目140番地
 - イ 西区二十四軒4条2丁目2番1号
 - ウ 東区北丘珠3条4丁目659番地22
 - エ 東区丘珠町316番地1
 - オ 豊平区月寒東2条18丁目7番23号
 - カ 北区新川3条14丁目10番1号
 - キ 北区篠路町拓北162番地61
- (2) 1(2)イの事業所用専用ごみ袋（黄色プリペイド袋）で収集した事業系一般廃棄物に限る
 - ア 北区篠路町福移153番地

書換交付

年月日：令和5年 8月 10 日

事 由：代表者変更に伴う再交付

※ この処分について不服がある場合は、この許可証を受取った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求することができます。

また、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。